

最高裁秘書第 5929 号

令和 2 年 1 月 7 日

山 中 理 司 様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高 橋 滋

答申書の写しについて（送付）

下記の諮問については、令和元年 12 月 20 日に答申（令和元年度（最情）答申第 64 号）をしたので、答申書の写しを送付します。

記

諮問番号 令和元年度（最情）諮問第 11 号

（担当）秘書課文書開示第一係 電話 03（3264）8330（直通）

諮詢日：令和元年5月23日（令和元年度（最情）諮詢第11号）

答申日：令和元年12月20日（令和元年度（最情）答申第64号）

件名：特定の裁判官の勤務時間外の活動に関して作成し、又は取得した文書の不開示判断（存否応答拒否）に関する件

## 答申書

### 第1 委員会の結論

特定月以降に、特定の裁判官の勤務時間外の活動に関して最高裁判所が作成し、又は取得した文書（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、その存否を明らかにしないで不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

### 第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が平成31年4月22日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮詢がされたものである。

### 第3 苦情申出人の主張の要旨

- 最高裁判所事務総局人事局長は、特定日の衆議院法務委員会において、特定の裁判所の特定の年齢の裁判官に関する新聞報道に関して、新聞記事の対象となったと考えられる裁判官から事情聴取等を行ったと答弁している。また、当該裁判官が特定の裁判官であることは、司法行政文書開示請求を通じて誰でも知ることができる情報である。よって、本件開示申出文書の存否自体が不開示情報に該当するとはいえない。
- 仮に最高裁判所がインターネット上で公表されている特定名義の文書を入手している場合、当該文書は慣行として公にされている情報であるといえるし、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）5条6

号に該当するとはいえない。

#### 第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

本件開示申出文書の存否を明らかにすると、特定の裁判官の執務時間外の活動という個人に関する情報が公になり、このような情報は法5条1号に定める個人識別情報に相当する。

また、本件開示申出文書は、特定の裁判官の私的領域における活動についての文書であり、そのような文書の作成、取得等の目的や方法は様々あり得るものであって、必ずしも人事管理のためだけに保有するものとはいえないものの、裁判官の私的領域における活動については、その内容次第では服務規律に違反するものとなり得ることから、人事上の措置等に関する文書となり得る性質を有するものである。そのような性質を有する文書の存否を明らかにすると、人事上の措置等の必要性から作成、取得、管理、保存される文書の存否や内容を推認ないし憶測されることになり、人事管理に係る事務に関与する判断権者及び職員に対し、文書の作成、取得、管理、保存について好ましくない影響が生ずるなど、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある（法5条6号ニ、平成31年度（情）答申第4号参照）。

#### 第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 令和元年5月23日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同年10月18日 審議
- ④ 同年11月15日 審議

#### 第6 委員会の判断の理由

- 1 本件開示申出文書は、その申出の内容に照らせば、特定の裁判官の私的領域における活動に関する文書であるといえる。そして、私的領域における活動は、本来はその個人の領域に属するものではあるが、その内容次第では服務

規律に違反するものとなり得ることから、本件開示申出文書は人事上の措置等に関する文書となり得る性質を有するものであると考えられる。このような性質を踏まえて検討すれば、本件開示申出文書の存否を明らかにすると、人事上の措置等の必要性から作成、取得、管理又は保存がされる文書の存否や内容を推認させ、又は憶測させることになり、人事管理に係る事務に関与する判断権者等に対し、文書の作成、取得、管理又は保存について好ましくない影響が生ずることなどによって、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるという最高裁判所事務総長の上記説明の内容が不合理とはいえない。

この点について、苦情申出人は、特定日の衆議院法務委員会における最高裁判所事務総局人事局長の説明の内容等を根拠として、本件開示申出文書の存否自体が不開示情報に該当するとはいえない旨主張する。しかし、当委員会庶務を通じて確認したところ、上記法務委員会における説明の内容は本件開示の申出の内容と直接結び付くものではなく、また、本件開示申出文書の存否を明らかにしたものでもないことが認められる。このことからすれば、苦情申出人の主張は採用できない。

したがって、本件開示申出文書の存否を明らかにすることにより、法5条6号に規定する情報に相当する不開示情報を明らかにすることになると認められる。

2 以上のとおり、原判断については、本件開示申出文書の存否を答えるだけでは法5条6号に規定する情報に相当する不開示情報を開示することになると認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長 高 橋 滋

潔保久委員

人正口門員委